平成２３年（フ）第３０４９号
横浜市神奈川区七島町24番地　ハイム末広Ａ―102号
債務者　田畑　沙恵
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９６号
岡山県倉敷市児島唐琴１丁目14番22号
債務者　清原　京子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９１号
東京都国立市北３丁目25番の１　６―305
債務者　森岡　和恵
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７４９８号
大阪府東大阪市吉松２丁目１番25号　401号室
債務者　新谷　洋睦
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５６９号
大阪市旭区今市２丁目21番24号
債務者　堺谷　武史
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５８０号
大阪府守口市馬場町１―６―３　高橋ハイツ331号室、住民票上の住所大阪府守口市梶町４丁目38番11号
債務者　高橋　義也
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３８０号
東京都武蔵村山市中藤１丁目34番地の１レオパレス屋敷山203号
債務者　西山　秀夫
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５５９号
愛知県岡崎市福岡町字若一王子39番地１　サンハイム102、旧住所愛知県岡崎市上地町字赤菱19番地３
債務者　加藤笑巳子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０５号
愛知県岡崎市六名東町４番地12　向山荘104、前住所愛知県岡崎市戸崎町字沢田24番地
債務者　土井　良一
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時55分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
島根県出雲市塩冶町1163番地　レオパレスドミール103
債務者　春山　剛史
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１０２号
宮城県大崎市古川千手寺町１丁目10番20号
破産者　大友工務店株式会社
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成１９年（フ）第３５８号
相模原市中央区田名2500番地７
破産者　藤和住宅資材株式会社
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２５７号
愛知県津島市良王町２丁目36番地
破産者　有限会社松永不動産
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８６６号
大阪市中央区南新町１丁目３番10号７階
破産者　株式会社レジェンド
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２９２号
大阪市中央区南船場１丁目16番20号
破産者　株式会社ラスディール
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７５号
最後の住所大阪府羽曳野市古市６丁目３番４号
破産者　被相続人石原薫相続財産
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係